

環境アセスメント

長野県環境影響評価条例のあらまし



長野県

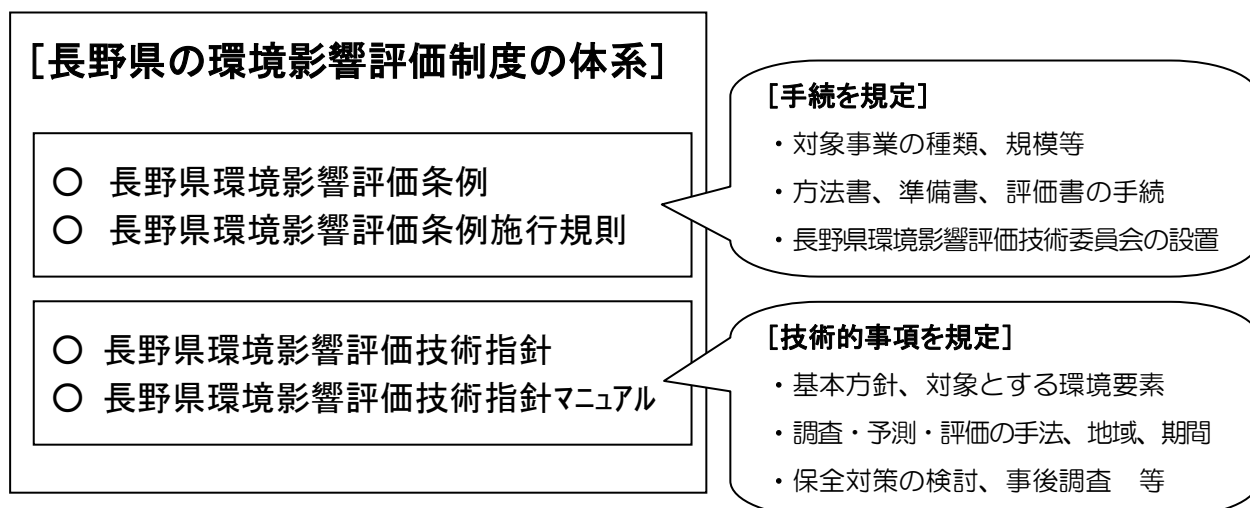
はじめに

長野県では、『すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土』を築くため、平成8年3月に長野県環境基本条例を制定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

環境基本条例では、環境影響評価について「県は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。」と規定しています。

これを受けて、平成10年3月に長野県環境影響評価条例が制定され、本県の環境影響評価制度は、条例に基づいて実施されることとなりました。

長野県の環境影響評価制度の体系は以下のとおりです。



環境影響評価制度とは？

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度です。



環境影響評価条例の対象事業

次の第1種事業又は第2種事業のうち環境影響評価の実施が必要と判断された事業をいいます。

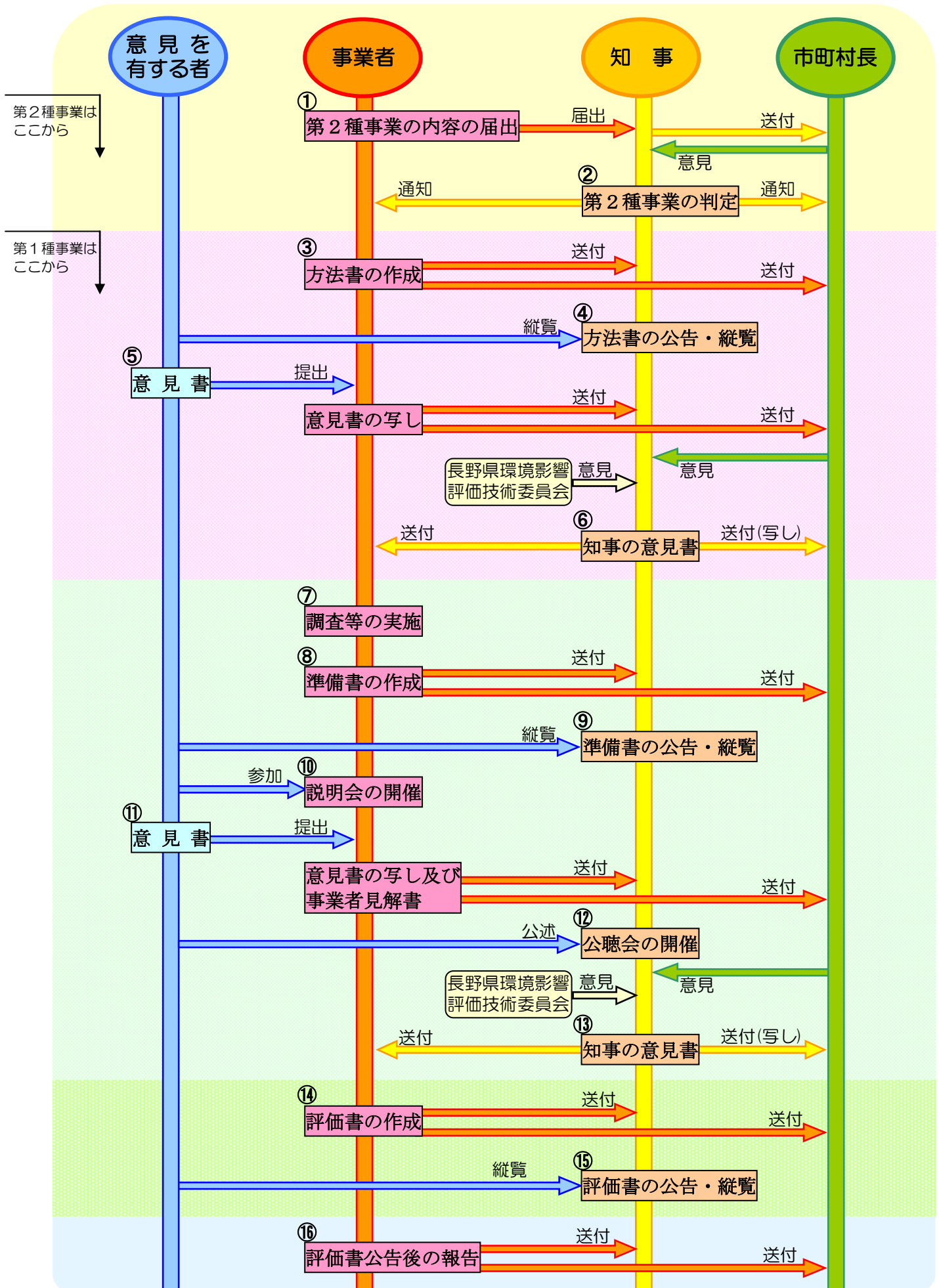
区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 道路の建設	①自動車専用道路の新設すべて ②自動車専用道路の改築1km以上 ③一般国道、県道等(自動車専用道路を除く) 4車線以上かつ長さ10km以上	①一般国道、県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ②一般国道、県道、林道等 2車線以上かつ森林の区域等の長さ10km以上
2 ダムの建設	◎貯水面積50ha以上	◎森林の区域等の貯水面積30ha以上
3 鉄道の建設	◎長さ10km以上	◎長さ7.5km以上
4 飛行場の建設	①陸上飛行場の設置すべて ②陸上飛行場の滑走路の新設すべて ③陸上飛行場の滑走路の延長 長さ500m以上	◎陸上飛行場の滑走路の延長 長さ375m以上
5 工場又は事業場の建設	◎排出ガス量10万m ³ /時以上又は 排出水量1万m ³ /日以上	—————
6 風力発電所の建設	◎出力1万kw以上	—————
7 廃棄物処理施設の建設	①ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設 処理能力4t/時以上 ②し尿処理施設 処理能力250kl/日以上 ③一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物 最終処分場 埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m ³ 以上	—————
8 下水道終末処理場の建設	◎敷地面積15ha以上	—————
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設	◎ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積50ha以上	①ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上 ②運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上かつ 土地の形質変更面積10ha以上
10 土地区画整理事業	◎施行面積100ha以上	①施行面積75ha以上 ②森林の区域等の施行面積30ha以上
11 住宅団地の造成	◎面積20ha以上	—————
12 工業団地の造成	◎面積50ha以上	◎森林の区域等の面積30ha以上
13 流通業務団地の造成	◎面積20ha以上	—————
14 別荘団地の造成	◎面積50ha以上	◎森林の区域等の面積30ha以上
15 土石の採取又は 鉱物の掘採	◎面積50ha以上	◎森林の区域等の面積30ha以上
16 複合事業	◎9～14の第1種事業の要件の面積比の 合計が1以上であるもの	◎9～14の第2種事業の要件の面積比の 合計が1以上であるもの

(長野県環境影響評価条例施行規則別表第1の概要。詳細については担当課までお問い合わせください。)

第1種事業 …規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する事業

第2種事業 …第1種事業に準ずる規模を有する事業又は環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業

環境影響評価条例の手続の流れ



- ① **第2種事業の内容の届出** (第2種事業はここから↓)
第2種事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかの判定を受けるため、その内容等を知事に届け出ます。
- ② **第2種事業の判定**
知事は、届出について、地元市町村長の意見を勘案して、環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかを判定し、届出者及び市町村長に通知します。
- ③ **方法書の作成** (第1種事業はここから↓)
事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載した環境影響評価方法書(「方法書」)を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
- ④ **方法書の公告・縦覧**
知事は、方法書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。
- ⑤ **方法書についての意見書**
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)+2週の間、意見書を提出することができます。
- ⑥ **方法書についての知事の意見**
知事は、方法書について、長野県環境影響評価技術委員会及び市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、事業者に意見を述べます。
- ⑦ **調査等の実施**
事業者は、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、長野県環境影響評価技術指針で定めるところにより、環境影響評価の項目等を選定し、調査を実施するなどの環境影響評価を実施します。
- ⑧ **準備書の作成**
事業者は、環境影響評価を実施した後、調査の結果の概要及び保全対策などを記載した環境影響評価準備書(「準備書」)及び要約書を作成し、知事等に送付します。
- ⑨ **準備書の公告・縦覧**
知事は、準備書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。
- ⑩ **説明会の開催**
事業者は、準備書の記載事項について周知させるために、関係地域内において、説明会を開催します。
- ⑪ **準備書についての意見書**
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間(1月)+2週の間、意見書を提出することができます。
- ⑫ **公聴会の開催**
知事は⑬の知事の意見を述べるに当たって、環境の保全上の意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催します。
- ⑬ **準備書についての知事の意見**
知事は、準備書について、長野県環境影響評価技術委員会及び市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び公聴会において述べられた意見に配慮して、事業者に意見を述べます。
- ⑭ **評価書の作成**
事業者は、知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、準備書の記載事項に必要な検討を実施します。必要に応じ追加調査等を実施し、環境影響評価書(「評価書」)及び要約書を作成し、知事等へ送付します。
- ⑮ **評価書の公告・縦覧**
知事は、評価書について公告を行い、公告の日から1月間縦覧に供します。
- ⑯ **評価書公告後の報告**
事業者は、評価書に記載した事後調査の状況及び対象事業の実施状況等を記載した報告書を知事等に送付します。知事は、必要があると認めるときは事業者に環境の保全のための措置を求めることができます。

環境影響評価制度の解説

1 方法書、準備書、評価書の手続

方法書の手続は、環境影響評価の方法について、事業者が内容を公開し住民や関係自治体などから環境保全の見地からの意見を求め、必要に応じて見直しを行い、適切な方法を選定しようとする手続であり、調査・予測・評価の方法を決定づける重要な段階です。

準備書の手続は、調査結果をもとに事業が環境に与える影響を予測し、実施する保全対策の内容が実行可能な範囲で最善を尽くしているか事業者自らが評価を行い、それについて公開し環境保全の見地からの意見を聞く手続です。

評価書の手続は、準備書に対して寄せられた意見を踏まえて、準備書の内容を再検討し、必要な修正を行った後に公開を行う手続です。事業者はこの手続を終えるまで事業に着手することはできません。

2 対象とする環境要素

環境影響評価の実施に当たり、長野県環境影響評価技術指針では、次の18の環境要素について検討を行うこととしています。

<input type="radio"/> 大気質	<input type="radio"/> 水象	<input type="radio"/> 生態系
<input type="radio"/> 騒音	<input type="radio"/> 土壌汚染	<input type="radio"/> 景観
<input type="radio"/> 振動	<input type="radio"/> 地盤沈下	<input type="radio"/> 触れ合い活動の場
<input type="radio"/> 低周波音	<input type="radio"/> 地形・地質	<input type="radio"/> 文化財
<input type="radio"/> 悪臭	<input type="radio"/> 植物	<input type="radio"/> 廃棄物等
<input type="radio"/> 水質	<input type="radio"/> 動物	<input type="radio"/> 温室効果ガス等

※ 事業特性や地域特性を踏まえ、環境要素の追加又は削除も可能です。

3 保全対策(環境の保全のための措置)

保全対策とは、事業が環境に与える影響をできる限り緩和するために行う環境の保全のための措置のことです。事業者は、調査、予測の結果を踏まえて、実行可能な保全対策を検討します。

長野県環境影響評価技術指針では、次のとおり、**回避、最小化、修正、低減及び代償**の順に検討することとしています。

環境に対する影響緩和（ミティゲーション）

- ① **回避** …全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- ② **最小化**…実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- ③ **修正** …影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。
- ④ **低減** …継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- ⑤ **代償** …代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。

4 評価書公告後の報告

環境影響評価は、事業の実施に先立って予測を行うという性質上、その予測結果は不確実性を有しています。このため、事業者は、予測の不確実性の程度と環境影響の重大性に応じて、事後調査計画を策定し、事業の工事中及び供用後に事後調査を行い、結果を知事に報告します。

事後調査の結果、必要に応じて、事業者は保全対策や事業内容の見直しを行うこととなります。また、知事が必要と認める場合には、事業者に新たな保全対策の実施を求めることができるように手続が定められています。

5 長野県環境影響評価技術委員会

知事は、方法書及び準備書について、事業者に環境の保全の見地からの意見を述べます。

その際、知事は、科学的、専門的見地からの意見を十分に把握するために、長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴きます。

この技術委員会は、大学教官などの学識経験者で構成されています。

環境の保全の見地からの意見についてのお願い

環境影響評価を行っていく上で、地域の住民やその地域の調査研究を行っている研究者の皆さんからの情報は非常に重要です。環境影響評価の手続においては、方法書の段階と準備書の段階で、環境保全の見地からの意見を事業者に提出できるようになっていきますので、より環境に配慮した事業とするために意見書の提出をお願いします。

事業者の詳細な調査が始まる前の方法書の段階では、「あの辺りには、珍しい植物の群生地があるよ。」「冬になると希少な動物があそこで見られるようになるよ。」とか「眺めの良い場所や住民が大切にしている史跡が近くにあるよ。」などの具体的な情報をお寄せいただくことにより、地域の特性をより反映した調査の実施が可能となります。

準備書の段階では、「施設の供用により車両の走行台数が増大するので、騒音の事後調査を行うとともに、必要に応じて保全対策を講じて欲しい。」などの環境保全上の具体的な意見を提出することにより、保全対策の実施を事業者に求めることができます。

また、環境の保全の見地からの意見の提出によって、環境保全上重要な場所はどこのか、どのような対象に配慮して事業を実施すればよいかといった検討を行う上で重要な情報を事業者と共有することができます。

(意見書の提出期間については、4頁、5頁を御覧ください)



●詳しいお問い合わせは

長野県環境部 環境政策課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 代表：026-232-0111 内線：2781、2782

直通：026-235-7163

FAX 026-235-7491

E-mail：kankyo@pref.nagano.lg.jp

条例の詳細内容は、長野県のホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kansei/hyoka/index.htm>

でも見るすることができます。